

ベントム『統治論断片』の断片的注釈（1/2）

——ブラックストンの「主権」巡って——

石 井 幸 三

- I 本稿の目的
- II 第 1 章
(以上、本号)
- III 第 2～5 章
- IV 展
- V 結 び

I 本稿の目的^{*}

ベントム（Bentham, Jeremy. 1748-1832）のいわゆる新全集The Collected Works of Jeremy Benthamが1968年より出版社を変えながらも刊行されてきている。その刊行の比較的早い時期に、ハート（Hart）を編集者に据えた*Of Laws in General*（1970）⁽¹⁾とバーンズ（Burns）とハートを編集者に据えた*A Comment on the Commentaries and A Fragment on Government*（1977）の刊行が、初期のベントムの法理論の研究に大きな光を当てた。ベントムの（国内）法理論は法命令説あるいは主権者命令説と言われる⁽²⁾。彼の法理論は、この法命令説では片付けられない緻密なものであり、光はその部分を見事に照らし出した。ただ細部まで光が当たると、往々にして、過去に光が当てられていたものや大本のものが見過ごされる傾向にあるかもしれない。

そう考えて、私は、ベントムの1776年に出版された最初の著作『統治論

断片』(*A Fragment on Government*. 以下、『断片』あるいはFGと略記する場合あり)を取り上げて、次のような簡単な検索をしてみた。結果は次のようになる。

<http://www.efm.bris.ac.uk/het/bentham/government.htm> 掲載のFGを日本語ソフト、ワードにダウンロード。ワードにある検索機能で検索。

結果。sovereign: 1件、sovereigns: 1件、sovereignty: 10件、sovereign power: 5件。

ベンタムが『断片』で批判の対象にしたブラックストン(Blackstone, William. 1723~1780)の*Commentaries on the Laws of England*(本稿は日本語で『英法釈義』と略記する場合がある)の第1巻でベンタムが言う「逸脱」⁽³⁾の部分、ブラックストンの言では「社会と市民(世俗)的国家の性質」に関する部分、ベンタムが使用した『英法釈義』初版では47から53ページに相当する部分⁽⁴⁾を同様な手法で検索するとこうなる。sovereign power: 2件、sovereignty: 5件である。それらの用語を個別に検討していくと、sovereign類似の用語は、引用されたブラックストンの文で出てくるのが多く、ベンタム自身は、sovereignという言葉の代わり、supreme power, supreme authorityという言葉を用いることが多い⁽⁵⁾。

この結果から私はこう想定した。法は主権者の命令であるという説は、ベンタムの法に関する考えから再構成された法理論として妥当であっても、その理解を前提として『断片』を読むのは、慎重であつてもよい⁽⁶⁾。むしろ、ベンタムは、ブラックストンの主権の説明の多様性を攻撃しているという趣旨からすれば、⁽⁷⁾ベンタムは、なるべくは自己自身ではそれを使用しない立場を採ったと考えることもできる。これは、その立場を採り続けたということもできるし、ある時点からそうではないということもできる。前者の場合何故という理由が問えるし、後者の場合、いつ、何故、主権者と主権という言葉が使われたかが問題になる。これは、ベンタムの思考の過程を検討するという視点で『断片』を読むことになろう。

『断片』でのベントムの主権（者）という言葉の禁欲に関しては、『断片』第5章第6段落の注（FG., V, 6n）を参照にすれば、より積極的な事が『断片』の第4章以降に関して言えるかもしれない。その有名な注はこう書いている。（私は段落の順序を変えているだけでなく、文を切っている。）「倫理（学）そして法（学）」には、「類と種差による定義」ではなく、その言葉を含む文（sentence）が、他の文への「言い換えによる説明（expounded by paraphrasis）」によって説明されるだろう部類の言葉がたくさんある。「義務、権利、権能（power）、権原」といった言葉である。「後者〔他の文〕の諸用語は、前者の諸用語よりもより直接的に単純な諸観念に分解できる諸観念を表わす。」そして、「苦（pain）という言葉に属する観念は単純な観念である。」⁽⁸⁾

よく引用される彼のこのFG., V, 6nは、『断片』の本文と関係なく付加されたという考えを採らない限り、この注は本文にも関係している。権能がそうであるならば、主権という言葉も、義務、権利、権能、権原と同様に扱われてもよい言葉である。それは、FG., IV, 5 後半で、ベントムがブラックストンを標的にして書いているように、余りにも多様な属性を負われ不明確になっており、言語の意味を厳格にして学問的営みを行なおうとするベントムには取り扱い要注意の用語である。彼は、『断片』でブラックストンの主権論を検討するに当たって、主権という言葉に代えて、主権よりまだ分かりやすいsupreme powerに置き換えて、それを批判しようとしたのである⁽⁹⁾。

主権という言葉へのベントムの不信を前提にして、私は『断片』の読解を始める。本稿はこの想定から始まっているので、焦点は『断片』に含まれた彼の見解、特にブラックストンの主権や国家に関する部分に絞られる。視野が限定されるので、本稿は、断片的に『断片』を取り上げるにすぎない。考察に当たって、『断片』が現代的な日本語に訳されていない現状を考慮して、資料提示の必要性だけでなく、私の主張の根拠として前後の脈

絡の提示も必要と考え、できるだけ該当する段落を訳し出すことにした⁽¹⁰⁾。

Ⅱ 第 1 章

『断片』は、ブラックストンの国家論といってよいものを、彼の在るべき又は在る国家論のどちらとみなして批判していたのかを確認することから始まる。『断片』序 (Introduction) でベンタムはこう書いている。「……そして様々な主題——諸統治 (Governments) が確立された (were) 様式 (manner)、それらが確立されている (are) 時にそれらが取り入れる種々の形式 (forms) に関して、この国で確立されているその形式の特別の卓越性に関して、彼が我々に言うておくのが必要と考える、全ての国の政府 (the Government) がもっている法 (Laws) を創る権利に関して、そしてまた、彼が言うには政府に課せられている法を創る義務に関して、彼は、考察文あるいは考察文の束を与えるのに良い機会であると考え。……」(Intro. 4) この文を頼りにして、そして『断片』での用語を借りれば⁽¹¹⁾、ブラックストンの解説者 (Expositor) の役割における在る国家に関する叙述を、ベンタムは批判しているものであり、在るべき国家論を批判しているのではない。

Ⅱ-1 資料提示

ベンタムは、『断片』第1章で、ブラックストンの「諸統治が形成された遣り方に関する考え」(I, 1) を問題にする。本章第2～9段落は、ベンタムによる主にI Comm. pp.47-48の要約である。以下の段落は、近代自然法理論と対決するベンタムの理論的試みである。

(I, 10) 「自然社会の観念は否定的 (negative) なものである。政治社会の観念は肯定的 (positive) なものである。それ故、我々は、後者から始め

るべきである。

複数の人が（我々は彼らを従者（*subjects*）と呼ぶだろう）が、知られているそして一定の種類のある人又はある人々の集合（我々は彼（ら）を治者（*governor*）又は治者達と呼ぶだろう）に服従を払う習慣にある時、そのような人々全部（従者と治者）は、政治的社会的状態にあると言われる。」

（I, 11）「自然社会の状態という観念は、我々が言ってきたように、否定的な観念である。複数の人々が互いに交流する（*conversing*）という習慣にあり、同時に上述したような何らそのような〔服従の〕習慣にあるのではない時、彼らは自然社会の状態にあると言われるだろう。」⁽¹²⁾

（I, 12）「我々が少し考えるならば、我々は、これら二つの状態の間には、これらの名前と定義が一見して当然と思うように人に教えるような明確な区別はないと気づくだろう。それらに関しては、明と暗に関してと同じである。つまり、これらの名前前で最初言及された時示唆される観念は歴然であっても、物事自体はそれらを分かっははっきりした境界をもっていない。〔自然社会と政治社会という〕二つの状態の間の差異を構成するとして語られてきている状況は、服従の習慣の存在か欠如である。……この習慣が完全欠如している例が、もしあるとしても、事実ほとんどない。この習慣が完全存在している例は、確かに、皆無である。従って、諸々の治（*governments*）は、服従の習慣がより完全になるに比例して、自然の状態から遠のく。〔逆に〕諸々の治は、服従の習慣がより不完全になるに比例して、自然の状態に近づく。諸事例は次の事柄を語るのが難しいと示しているだろう。ある治（*a government*）を構成するために習慣が完全であるのが必要であるべきと思われている程度において完全な習慣が本当に存在するのか否かの事柄である。」⁽¹³⁾

（I, 13）「これらの考察に基づいて、完全な自然状態あるいは次のように名付けてもよいだろうが完全に自然な社会の状態という仮定は、我々の著

者がしばらくの間それを何と考えていたのかはさておいて、恐らく、突飛な仮定 (an extravagant supposition) と正当にも断言できるだろう。しかし、この場合、この意味で完全な統治の状態、あるいは次のように名付けてもよいだろうが完全な政治的統一体の状態、つまり、従者における完全な順従 (submission)、統治者における完全な權威の状態は、同様にそのようなのである。」

(I, 14)「この〔自然状態という〕主題についての我々の諸観念をより完全に振り払うために、ここで提出するのが適切だろう意見がある。『自然状態』、『政治社会状態』といった語句は、幾人かの耳には、それらの意義において絶対であるような外見を呈すかもしれない。あたかも、上記の状態のいずれかにある人間あるいは人間の集まりの状況は、それらの状態自体に全く依存している事柄であるかのようにである。しかし、これはそうではない。『自然状態』さらには『政治社会状態』といった表現に対しては、その当該の状態にいと語られている人とは異なった〔反対側の〕当事者を参照することなく、何ら正確な意味が付与されえない。このことは直ぐ解されよう。我々が見てきたように、二つの状態の相違は、服従の習慣に横たわっている。そして、服従の習慣に関しては、何らかの人に存していたり存していなかったりとして語りえるものではなく、何らかの他の人を参照して語りえるのである。ある当事者が従うためには、従われるもう一人の当事者がいなければならない。しかし、従われるこの当事者は、様々な時に、異なっているだろう。従って、それ〔従うこと〕が、様々な人すなわち我々がそう言ってよければ、様々な服従の対象に関してであるならば、全く同一の当事者が同時に従うことがあるし従わないことがあると考えられるだろう。その場合、全くの同一の当事者が自然状態にいるかもしれないし自然状態にいないかもしれない。しかも、同一の時にである。その上、この当事者又はあの当事者が比較の他の対象としてみなされるに応じてそうなるのである。次の場合がある。それは、一般の話し方で、比較

の特定の対象が明記されない時、全ての人が一般に意図されている場合である。従って、多くの人が単に自然状態にいたと言われる時、理解されることは、彼らは全ての世界のみならず互いに参照してそうであるということである。」

(I, 15)「同様に、我々は、一人の人や一組の人々に対して統治者である同じ人が、どのようにしてもう一人の人や一組の人々に対して従属 (*subject*) しているだろうかを理解できるだろう。我々は、統治者の中の幾人かが、フランスそしてスペインの国王のように、互いに対して完全な自然状態にいたろうことを理解できるだろう。更にヴァラキア (*Walachia*) とモルダヴィア (*Moldavia*) の大公達 (*Hospodars*) がオスマン帝国皇帝に対してなしたように、統治者の中の別の幾人かが完全な従属の状態にある。更に、ナポリ王がローマ教皇に対してなしたように、統治者の別の幾人かが不完全な従属の状態にあるのか完全な自然状態にあるのかどうかを決定するのが困難かもしれないようなそのような状態にある。」

(I, 16)「また同様に、詳細に分け入ることなく理解できるだろうことは、全ての人がそうであるように、その人の両親に対して完全な従属の状態、すなわちその人の両親に対して完全な政治社会の状態に入って生まれた何らかの単独者が、その状態から完全な自然状態に入るかもしれない。そして、そこから、継続的に様々な社会に移り渡ることによって、完全性の様々な程度である複数の様々な政治社会に移り渡るかもしれない。」

(I, 17)「また同様に、何らかの政治社会において、同一の人が同じ諸個人に対して、どのようにして様々な期間にそして様々な機会において、交互に治者と従者の状態にあるのかが理解されるだろう。その同一の人が、今日、判定者 (*Judge*) の資格で、全社会が遵守するため、なканずく別の人が遵守するため、一般的命令を発する仕事で、恐らく活発に、協調する〔つまり、治者になる〕。その同じ人が、明日、恐らく、その人が自身 (私が意味するのは、治者の役割で行為した人) が発した一般的命令に従

わなかったという理由でその同じ判定者の特定の命令によって、処罰されるかもしれない〔つまり従者になる〕。私は、読者に、権威と服従のこの交互的状态が我々自身の間で如何に喜ばしく例証されているかを思い起こさせる必要はほとんどない。」

(I, 19)「また、同様なやり方で、彼ら自身の間で同じ組にいると考えられる人々が、どのようにして、ある時には自然の状態に、別の時には治の状態にいるのかということが、思い浮かべられるかもしれない。というのは、服従の習慣が、(統) 治を構成するために完全度の如何なる程度で存在しなければならないのは必要であるとしても、明らかに、中断を受けることは思い浮かべられるだろうからである。様々な時点で、その習慣は生じそして止むかもしれない。」

(I, 21)「なお我々に付きまとう一つの困難がある。それは確かに着手されてきているが、未だ解かれていない。これは、区別の付点、特徴的な標し (mark) を見つけることである。それ〔その標し〕によって、服従の習慣がある社会、しかも治の状態を構成するのに必要である〔その習慣の〕完全性の程度での社会をそういう習慣のない社会から区別するためである。私が意味するその標しは、その最初の出現の実例を、その標しが未だ出現しない〔その最初の実例との関係で〕最接点の〔そういう習慣のない社会の〕実例から区別できるだろう限りにおいて、見ることが可能な明白な開始を持つだろう標しである。そのような標しの助けを借りてのみ、何らかの所与の時に、何らかの所与の社会が治の状態にあるのかそれとも自然状態にあるのかを決定する状況に我々はいることができるのである。私は白状しなければならないが、標しがこれつまり公共職 (office) の諸名の設定であるのでなければ、どこにもそのような標しを見つけることができない。その設定とは、その名によって服従の対象として標しづけられる、その名を担う一定の人あるいは組になった人々の出現である。例えば、王、〔アメリカ先住民の〕長 (Sachem, Cacique)、評議員 (Senator)、市

(龍法 '19) 52-2, 8 (406)

長（Burgomaster）等。私が思うに、この標しは、ある組の人を彼らの間における政治的結合（union）の状態をまだそのような状態にない同じ組の人から区別するのみかなりうまく役立つだろう。」

II-2 考察

冒頭から、長いしかも相当拙い訳を与えて恐縮するが、第1章の訳出部分はブラックストーン批判からの逸脱といて良いほど、ベントムは批判を超えた原理的問題を考察しようとしている。

近代自然法論者は、近代社会とその国家の正統性を論証するために、自然状態と社会的ないし政治的状态とを質的に対立する社会として提出した。ベントムにとって、社会を結成するための原始契約の前提としての個人が孤立して存在し社会が結成されていない自然状態、あるいはロック（Locke, 1632-1704）のように社会があっても親子から成る家族社会である自然状態を語ることは歴史の事実と反する（I, 2）。状態が人々の諸関係を決定するのではない（I, 14）。彼によって自然社会と政治社会は、定義され直す。それらの定義は、ヴェーバー（Weber, Max. 1864-1920）の意味での理念型に近い形で提出される。何故ならば、各々社会の完全な状態は、「あるとしても、事実ほとんどない」か「皆無」（I, 12）であり、彼は「突飛な仮定」（I, 13）と言っているからである。政治社会は、服従関係を基礎とする（統）治者と被治者からなる縦の関係の社会である。この場合、「政治的」という言葉の意味も広義に捉えても良い。確かに、第1章では「服従の習慣」が本文で書かれていても、何故それが生じるのかが書かれていない。服従の習慣は、第1章第12段落の注で書かれているが、それさえも隔靴搔痒の観がある淡泊な文である。少しだけ抜き書きしておく。「3. 服従の行為は、何らかの優越者の側の意思表示の遂行に従ってなされる行為である。4. 政治的服従の行為（それはここで意味されることである）は、治める人の側の意思表示の遂行に従ってなされる行為である。5. 意

思表示は、言語使用的 (*parole*) か默示的である。6. 言語使用的意思表示は、言葉と呼ばれる記号で伝えられる。7. 默示的意思表示は、何であれ言葉以外の諸記号で伝えられる。その諸記号の中では、問題となっている意思の対象である諸行為に関して同じ種類の行為の非遂行に、過去の時点で付加された処罰の諸行為ほど効果的なものはない。8. 優越者の意思の言語使用的表示は命令 (*command*) である。……12. 現実のあるいは擬制の命令の対象である行為。そのような行為が遂行される前に考えられるならば、その行為は、義務あるいは義務の要点と名づけられる。……」(I, 12n) この注で書かれた「政治的」を、FG., V, 7noteを参照にして、より限定する事も可能である。理由は、FG., V, 7noteではこう書かれているからである。「2. 同様に、政治的義務は処罰、あるいは少なくとも処罰できる人々、明示された一定の人々、つまり政治的優越者、によって創られる。」この「政治的」という説明も、かなり広義であろう。

第1章本文に関しては、powerという単語さえ出てこない。⁽¹⁴⁾ 第1章の10段落以降の段落は、ブラックストンの国家成立論に対抗して自己の理論を出そうとした形跡が強い。ベントムは、第1章では、服従の関係を意思関係で見ようとする立場を貫き通している。この段階では、政治社会は、対概念として提出されているだけである。彼は、社会の類型として、服従の関係から成るいわば縦社会を政治社会として、その関係がないいわば横社会を自然社会として理念型的に提示している。厳密に見ると、この縦の関係も、両極が描かれている。FG., I, 12noteの18項は、「下位服属 (*subordination*) は、元来、被治者側の意思あるいは(こう言うのがより適切だろうが) 快から生じてきていると考えられる時、我々はむしろ『順従 (*submission*)』という言葉を使うだろう。それが、元来、治めている側のそれから生じてきている時、我々はむしろ『従属 (*subjection*)』という言葉を使うだろう。……」と書いている。服従が、被治者の意思=快から出たものと治者の意思=快から出たものに分けられている。彼は、自然社会

を人々の孤立した社会ではなく、人々の間に服従の関係がないが人々の相互の交わりの要素がある社会と規約的に定義している。この交わりの要素があるからこそ、自然的な社会の中から服従の要素が入り込む可能性があり、政治社会に移行することが可能となる。それは、治者の意思が優位な場合もあるし、従者の意思が優位な場合もあろう。

近代自然法論者が自然状態、社会状態を質的水準が異なる状態としていたのに対して、ベントムの定義による「自然社会」「政治社会」は、対概念ではあっても同じ社会という水準での概念である。これらの段落は、人間社会のあり方は、ある局面では人々の間に「互いに交わるという習慣」があるが服従関係がない「自然社会」の要素と服従関係がある「政治社会」の要素が混合した（混合率は場合場合で様々である）社会であるという一般的社会論を提出していると理解できよう⁽¹⁵⁾。

ベントムは、第1章では「政治的」社会とは服従関係のある社会と同等になっており、我々が「政治的」なる概念で思い浮かべる国家装置による統治という要素が省かれている⁽¹⁶⁾。彼は、政治社会を国家社会と同一視していないし、国家社会が完全な政治社会であるとも言っていない⁽¹⁷⁾。政治社会の例として、ギルド社会、階層のある宗教社会や村落共同体、中世都市の自治社会、あるいは国際社会が挙げられよう⁽¹⁸⁾。

政治社会が複数あるだけでなくその形態が多様であると主張される。政治社会と個人の関係をベントムが述べたのが、段落（I, 14）である。彼は、人々の間で起こる服従関係を、およびベントムのこの段落での用語では自然状態での人々の関係、より平俗的に言えば社会における人々の対等な関係を、多樣的、相対的に理解している。そして、様々な政治社会間における何かの理由による上下関係や包摂関係がないとすれば、人は様々な政治社会に同時に属することができるし、出入り自由に移り渡ることも可能なのである（I, 16）。諸政治社会での（統）治者と被治者の関係が多様である。諸政治社会の（統）治者は、その結成の理由によって、（権）

力が制限されているし、その被治者は服従の範囲が制限されている。彼は、FG., I, 20では、アメリカ先住民に関して次のように語っている。「……共通の敵に対して協力して行動する必要性が、全ての部族を共通の指導者（Chief）の諸命令に服させる。平和が戻ると、各戦士は彼の本来の独立を取り戻す。」彼らは、「ある時には自然の状態にあり、別の時には統治の状態にある」（I, 19）ことになる。同様に、（I, 29）で野蛮な部族の例が挙げられる。

この第14段落の「その場合、全くの同一の当事者が自然状態にいるかもしれないし自然状態にいないかもしれない」の前後の文は、彼の自由に関する重要な考えを示している。

では、何故そしてどのようにして様々な政治社会からある意味では諸個人と諸政治社会に君臨し、それらに絶対的な権力を発揮する国家という政治社会が出現するのか、何故国家は正当化されるのか、あるいは国家の統治者（達）が持つと言われるいわゆる主権という権力とは何か、本当にそれは無制限なのかといった諸問題が浮かび上がるだろう。これらの問題は、本章では正面から論じられず、ある意味ではそれよりも基礎的な又は前段階の問題に彼は係わっている。（I, 21）を手掛かりにすると、ベントムにとっては、自然社会の状態と政治社会の状態を区別するのも、別言すれば「服従の量や程度が政治社会を構成するのにどれだけ必要か」（I, 29）の問題になる。この問題には、（I, 12）（I, 21）が参考になろう。前者で、政治社会での服従の習慣の完全度が問われている。では、そこから（統）治の状態はどう生じるか。彼は、（I, 21）でそれに解答することは、困難であると述べているが、公共職の諸名の設定に一つの目印にしている事は注目しておこう。ここでの政治社会は、「公共職（office）の諸名の設定」を媒介としてより組織的な政治社会という理解に近くなる。しかし、ベントムの例が示しているように、それが国家という政治社会にのみに当てはまるものではない。それは、前国家的な集団、準国家、国境を超えて活動（龍法 '19）52-2, 12（410）

する政治団体にも当てはまる。

ペンタムは、『断片』で何をもって諸政治社会の一つとして国家を際立たせようとしていたのか。私は (I, 13) に付けられた注 (note) にも注目する。「全ての人は、少なくとも、しばらくの間、生後彼の両親、あるいは彼に対して両親の立場にある人々に関して従属の状態に必然的にあり、しかも完全な〔従属〕状態、あるいは我々が見る他と同様にほとんど完全に近い状態、にあることは真実である。しかし、こうだからといって、このように状況づけられた従属の状態によって構成された種類の社会は、政治社会を語る人々が、私が考えるに、一般的に抱いている観念 (idea) に達していない。〔政治社会という〕その語句で一般に意味されている事を構成するためには、より多数の構成員が要求されるし、あるいは、少なくとも、より長い継続ができる持続性が要求される。確かに、この目的のためには、私が理解するに、少なくとも無限定の持続程度は要求される。ある社会が政治社会によって元来意味されているものの観念 (notion) に入るためには、その性質において、その社会を産み出した諸原則といったようなものによって継続できるようなものでなければいけない。これは、明らかに、親又は両親が長である家族社会には当てはまらない。」 (I, 13note. 部分訳)⁽¹⁹⁾

この文を読み解けば、幾分狭義の政治社会の観念に関しては、構成員の多さと「その社会を産み出した諸原則といったようなもの」による「継続」が重視されている。さらに、この継続性を維持するが公共職であろう。

ペンタムは、公共職名の設定、共通の敵に対する戦い、政治社会の継続性、独立への意識といった、国家の成立に関係しそうな諸事実を参照している。それらの内で比較的よく語られているのは、継続性ないしは持続性であろう。それは例で語られる。彼は、オランダ諸州にいた一部の離反者 (fugitives) が、スペインの国王に服従しなかったことから始まり、最終的にはスペインから独立した場合を取り上げている (I, 23, 24)⁽²⁰⁾。「そ

の場合一般に、ある統治に服していた人々が、不服従によって、その統治に関して、自然状態になる明確な時点はいつなのか。要するに、反乱が生じたとみなされるだろう時はいつか。更に、反乱が独立へと定着したような程度で成功であるとみなされるだろう時はいつか」(I, 25)といった問題が提起されている。こういった問題を解こうとすれば、「特定地域の法の論議に入る」ことになる (I, 27)⁽²¹⁾。彼は言及していないが、イングランドを見ても、スコットランドの合併 (1707年)、植民地アメリカの独立 (1776年) への過程というように国家自体がその構成員や領地に変動を来す時代でもあった。

ベンタムは国家の成立に関係しそうな様々な指標を挙げたが、それらは一応の目安であって国家成立に際してどのような種類の条件であるかも言っていない。それらから、彼は一般論を提出しない。彼は、そこから、国家という政治社会を説明しようとしていない。それに答えるには、個々の歴史と法に入らざるをえないのである。その代わり、注で述べられているように、「政治社会を語る人々が一般的に抱いている観念 (idea)」や「その語句で一般に意味されている事」、つまり多くの人が国家という言葉で指示している観念を土台に論を進めている。段落第15、17で、通常言われる「政治国家」がベンタムの定義する「政治状態」として滑り込んでしまっている。

ベンタムは、この書物では国家そのものの定義やその成立論の解明を目指してはいない (I, 28参照)。そうすることは、ブラックストンの『英法釈義』の逸脱部分に焦点を当てるといふ本来の目標から離れることになる⁽²²⁾。あくまでも、『断片』第2章の冒頭で書かれているように、この著の目的はブラックストンの国家とその統治に関する批判である。もちろん、批判のためには批判の基準となる対抗理論がなければいけない。『断片』では、批判と批判のための理論の必要性との狭間で、広義の政治社会と政治国家という狭義の政治社会という用語が、揺れている。

それにしても何故彼は広義の政治社会を出そうとしたのか。『断片』で攻撃の的にしたのは、彼が二度（Ⅱ, 12, Ⅳ, 13）も言及しているブラックストンの「主権」の考えであり、国家権力の配置の問題である。この攻撃のためには少なくとも、自然法理論上の自然状態と対比される政治社会を国家と同等視しないで、諸政治社会の中から国家が生じると考えることで、そうすることで国家そして主権を相対化すること、つまり主権に対して固定観念を持たずに今一度宙ぶらりんの状態にすることが、彼には必要と考えられたのではないだろうか。政治国家とその権力のあり方は、時と条件によって多様でありうる。ブラックストンの根本的な自然法論批判のためには、不十分ではあっても、それに代わる、歴史的事実を尊重した社会と国家の成立論を展開する必要があるとベントムは考えたのかもしれない。その作業は、ブラックストンが説明するような国家主権の性質からも一定の距離を保つことになる。しかし、既に述べたようにこの作業を行なうことは、『断片』の範囲を超えることになるベントムは気づいている。ブラックストン批判という彼の本来の目的を実行しなければならない。私は、第1章と第2章の間に、ベントムの執筆意図の揺れを見る。

私は論点を主権、正確には主権の属性に移すが、それを行なうのは第2章以下を紹介してからにする。その前に、幾つかのことを指摘しておきたい。

第一は、本章で述べられた近代自然法理論に関する彼の考えである。「この〔原始契約〕そして他の擬制に関しては、恐らく、それらが有用であった時がかつてあった。私は、この色調を持った諸道具で、何らかの政治的仕事（work）しかも有用な仕事になされただろうことを疑わないだろう。そういった仕事は、その時の物事の状況では、他の何か〔の諸道具〕ではほとんどなされえなかっただろう。しかし、今や擬制の時期は終わった。……」（Ⅰ, 37）⁽²³⁾

第二。ベントムの服従関係に関して、ポストマ（Postema）、ベン・ドオ

(Ben-Dor) は、従われる者（治者）と従者の間にある意思疎通の関係を重視する。（本第1章では段落9と11を参照。）ポステマはこう書く。「〔服従の〕傾向は、従者間のそして主権者と従者の間の相互予期の交叉するネットワークに依存している。」⁽²⁴⁾ ベン・ドォの考えは、複雑である。彼は、ベンタムの服従関係は「関係」として存在すると理解し、それによって統治者や主権者は一定の制限を内在的に受けるという考えを示す。ベン・ドォの基本的用語を引用する。「〔初期のベンタムの〕政治社会の基本的特徴は、人々と統治（政府）の相互作用であった」。ベンタムを理解するために、主権の相対性（the relativity of sovereignty）あるいは「主権の内的分裂の性質（the split nature of sovereignty）」の理解が必要である。主権の相対性は「各領域は別の領域との何らかの関係の参照なしに十分理解されえない」ことである。後者は「『主権』はその適切な意味では二つの相互依存の次元を含まなければならない」。その次元とは、力と判断である。ベン・ドォの主権の承認説とも言うべき考えは魅力的だが、ここでは論じられない⁽²⁵⁾。

この従属関係の理解は、私のように従属関係を力を背景にした意思の関係として理解し、そのありえないかもしれない極端な形ではむき出しの暴力の関係と考える立場とは異なる。ベンタムは、『断片』で在るべき国家を論じているのではなく、在る国家あるいはそれよりも包括的な政治社会を論じているならば、（I, 12）が念頭に置かれるべきであろう。現実の様々な政治社会に様々な完全度の服従の習慣があることは、服従の習慣とそれと自然社会でみられる互いの交わりや自由の混交がある。そこでは、ポステマの言うように、「主権者と従者の間の相互予期」は排除されないし、むしろありうるのである。

第三は、上と関連している。なお、国家という政治社会にのみ関係するとは言えないが、（I, 14）における服従関係における相互関係の指摘、（I, 17）における「交互に治者と服従者の状態にある」という記述、さらには

後掲する（Ⅱ, 8）における「政治的権力は……統治の確立によって人々が彼らに与えようとする」という記述は、この期のベントムの思考が、政治社会における個人を治者又は被治者（従者）と固定化せず、相互に入れ替わり可能と考えていたことである。ある意味では、そこには、民主制政治に通じるものがある。

第四は、『断片』の主題となっていない問題である「自由」の問題である。未刊行にされたが1782年に完成したと言われるベントムの『法一般論』を参考にして言えば、彼は国家が法によって人々の行動を定める領域は「大洋に浮かぶ小島や大陸の如く、……多くの点として現われる」と記している⁽²⁶⁾。それを参考にすれば、個人が国家という政治社会と関係をもつのは、個人の生活の一部分でしかなく、個人は国家とは異なる他の政治社会との関係も並列的取り結ぶことが可能なのである。個人の生活の重要な局面が、国家によって一望監視の下に置かれるという考えがない。（この考えが、彼の後年にもあったかどうかについて私は判断を留保する。）『断片』第1章の政治社会の分析は、『法一般論』でのこの自由の考えと整合的と言えよう。

※

『統治論断片』（*A Fragment on Government*）（以後、英文ではFGと略記する）の本文からの引用箇所は、章と段落番号で示される。（Ⅰ, 1）は、第1章第1段落を意味している。また、注の引用は、（Ⅰ, 1note）又は（Ⅰ, 1n.）というように示される。

ベントムは、*Blackstone, Commentaries on the Laws of England*を、例えばⅠ Comm.と略記しており、Comm. の前のローマ数字はComm. の巻号である。本稿も、この略語法を利用する。ベントムが主として使用した*Commentaries on the Laws of England*は初版であり、石井はその参照の要がある時には、*A Facsimile of the First Edition of 1765-*

1769 With An Introduction by Stanley N.Katz. (The University of Chicago Press) を利用する。

訳語に関して。

Governmentの訳については、私自身確信がある訳ではないが、だいたい、定冠詞がつかない場合「統治」という訳語を当て、the Governmentの場合、「政府」という訳語を当てた。私のこの著の理解では、「統治」「政府」では国家と関連が強いためそれを避けるため「治」にした場合がある。

Governor, governに関しては、私のこの著の理解では、「統治者」「統治」では国家を治めるという意味が強いため、企業統治という言葉もあるにもかかわらず、場合によってはgovernorを「治者」とした場合があり、同様に、governに関しては「治める」とした場合がある。

字体や記号に関して。

斜体字は、原文イタリック体である。

政府のように太字体は、原文が大文字で印刷されている場合（例、Government）に用いられる。この原則は、厳守されているわけではない。

丸括弧（ ）は、英文のものであり、亀甲括弧〔 〕は石井が使用している。二文字分の……は、原文を略した場合用いられる。

- (1) ハートの『法一般論』の編集問題については、スコフィールド、戒能通弘訳「ジェレミー・ベンタムとH.L.A. ハートの「法理学における功利主義的伝統」」（深貝、戒能編『ジェレミー・ベンタムの挑戦』（2015年）、所収）、90-94ページ参照。『法一般論』は、スコフィールド（Schofield）によって*Of the Limits of the Penal Branch of Jurisprudence* (2010) として編集され直されている。
- (2) 主権者命令説は、日本の文献で現われるが、英語の場合、command theoryとかimperative theoryとかで表記され主権者が出ないが、主権者は含意されていると考えられる。ベンタムと主権者命令説の問題を扱った論文として、Hart, Sovereignty and Legally Limited Government, in Hart, *Essays on Bentham* (1982) 参照。

- (3) *FG.*, Introduction, para.5.
- (4) *FG.*, Introducton, para.2.
- (5) supreme powerは、本文で述べた方法で検索すると26件出てくる。ブラックストンも主権をsupreme powerと言い換えている場合があるので、supreme powerの用語が全てベントムの意図した用語という訳ではない。
- (6) 例。Hart, *Sovereignty and Legally Limited Government*, in *Essays on Bentham*(1982). Postema, *Bentham and the Common Law Tradition*(1986), p.246は、Bentham, *Of Laws in General*, chap. II, para 1での主権の定義が、*FG.*, I, 10の再言であると書いているが、私の考察から言えば、これは誤解を生じさせる言い方である。Ben-Dor, *Constitutinal Limits and the Public Sphere*(2000), p.49は、『断片』からベントムは主権に「様々な観念」を与えていると書いているが、それらの観念はブラックストンの用語の曖昧さを批判するためベントムが挙げているのであって、ベントムの本意ではない。彼らとは違って、Burns, *Bentham on Sovereignty: an Exploration*, James(ed.), *Bentham and Legal Theory*(1973) は、'sovereignty or supreme power' (p.134) と表現したりベントムの言葉をそのまま引用したりすることで、主権(者)という言葉に禁欲的である。なお、Burns論文が掲載されている書物は、*Northern Ireland Legal Quarterly*, vol. 24, No.3(1973) から作成されている。
- (7) 小畑修太郎『ベントムとイングランド国制』(2013年)、71ページ参照。
- (8) Harrison, *Bentham*(1983), pp.53ff. 私は、ここではpowerを権能と訳したのは、同じ注(*FG.*, V, 6note)にある説明での「『権能』は、また、『権利である』。では、権利とは何か。それは、権能である。」を考慮してである。ただ、倫理(学)そして法(学)以外で使われるpowerに関しては、私は、実在に属する力、実力という意味でベントムは使っていると考える。言い換えれば、彼は、擬制的な実在物である主権を実在物である力に関係させることで、主権の曖昧さを取り除こうしたと言えよう。なお、本稿では、自然的力と政治的力を区別するため、政治的力あるいは文脈上政治的力と理解される場合は、今後、「権力」と訳する。
- (9) ただ、曖昧な言葉をより明確な言葉に置き換えるだけでは、「言い換え」による説明にはならない。ベントムでは、それは、より簡単な観念を含んだ他の文に言い換えられねばならないからである。傍証なしに『断片』に限って言えば、私は第4章第5～9(IV, 5, 6, 7, 8, 9) 段落を書く辺りで、一つの転換点が生じていると考える。(IV, 5, 6) で従来の三段論法でブラックストンを批判していく過程で、第6段落では「語句を定義することは……別の語句に訳し換えることである。」という文が登場する。それは、『断片』第5章第6段落注にある「言い換えによる説明」との関連性を示している。私は、この辺りで、明瞭ではないが言い換えに近い考えがベントムにはうっすらと浮かんできたと読み取る。
- (10) 日本語訳に際して、私は、永井義雄『ベントム』(1982年)、158-184ページ

の『統治論断片』の部分訳を参考にした。なお、本稿（2/2）の最後尾で『断片』の石井訳と永井訳がある部分を示しておく。

- (11) *FG.*, Preface. 石井幸三訳「ベンタム『統治論断片』前書きの訳とその若干の考察」『龍谷法学』50巻4号（2018年）、683ページ。
- (12) 永井、前掲書は、negative, positiveを消極的、積極的と訳する。conversingを、永井、同書、は「会話する」、小畑、前掲書、76ページは「社交する」と訳する。
- (13) Hart, *Essays on Bentham* (1982), p.236は、この段落での「服従の習慣」は、「未来の行動に対して影響を与えるたりその行動を産み出すという説明に困難」をもたらすので、*FG.*, IV, 35の説明に変えたと指摘する。Ben-Dor, *op. cit.*, p.168は「『服従の習慣』という表現は、人々の反省、つまり解釈と判断を含む。両者はベンタムの主権の概念にある要素である。」と書いている。この根拠に *FG.*, I, 12note, sec(18)（本稿10ページ）が引き合いに出しうが、Ben-Dorはこれを参照していると思われないので、私は判断を留保する。
- (14) 小畑、前掲書、76ページ以下は、この政治社会をベンタムの『法一般論』での「主権」と結びつけている所で、私の主張と異なってくる。本文で述べたように『断片』ではベンタムは自身の見解を述べる時、主権という言葉を使っていない。小畑と私の相違は、小畑というよりも多くの研究者が、『断片』第1章の政治社会を国家と捉えてしまい、そこから国家の権力である主権を論じているのに対して、私は、第1章の政治社会をより広く理解している点にある。
- (15) Burns, *op. cit.*, p.135はこう書く。「ベンタムはここ〔*FG.*, I, 10〕で、……独立した政治社会よりも、より一般的な概念であると彼が理解する政治社会そのものを解明することに関心がある。」Ben-Dor, *op. cit.*, p.80も「要するに、『政治社会』は『国家 (nation state)』よりも広い観念 (notion) である」と述べている。なお、本文で記したようにBen-Dorの主権の承認説とも言うべき考えを提出している。その考えは魅力あるが、『断片』の検討では私はそれを採用しない。理由1。諸政治社会から国家という政治社会の論証がベンタムでなされていないし、『断片』ではベンタムは主権や主権者という言葉を自ら積極的に使用していない。むしろ、彼は、当時でも多義的になり曖昧になった主権と言う言葉を避け、より実体的なpower(力、実力、権力、権能)という言葉を用いている。理由2。ベンタムによって、実際にはありえない、極端な形ではあっても政治社会の例として、暴力による服従、せざるをえない服従で成り立っている政治社会が考えられていないと言えない。Ben-Dor, *op. cit.*, p.192は「抑圧的体制において、共同判断 (communal judgement) は歪められるだろうが、なお作用するだろう」と書いているのが、それは、私の考えと異なる。第3。彼も指摘しているように『断片』の第1章は中途半端に終わっており、第1章から近代国家における政治権力（主権）へと延長してベンタムの考えを理解することには無理がある。本文で触れるようにベンタムは、『断片』後、（権）力の分析をなしており、主権という言葉を使用す

るのに慎重だった。

- (16) Cf. David Miller, Politics, in *The Blackwell Encyclopaedia of Political Thought*(1987)
- (17) Hart, *op. cit.*, pp.229-230は、私には曖昧な表現にみえるが、この見解に与している。「従って、ベントムは、この一節〔(I, 10)〕では、主権ないし至高の権力の諸特徴に関心がなかった。」
- (18) *FG.*, I, 13noteでは、服従の観点から家族社会が言及されている。ベントムは、結論として、「私が思うに、政治的社会を語る人々が一般的に抱いているその観念に達していない」と述べている。しかし、私は使用人を擁していた家長制家族などは政治社会に当たると考える。
- (19) 本稿の目的から逸れるが、この文章をLocke, *Two Treatises of Government*, Part II, ch.15, sec. 170と比べてみると、政治権力と家長権力の関係の歴史性が分かるであろう。
- (20) *FG.*, I, 22では、それが徐々に起こる場合が語られる。
- (21) ベントムは、不服従を、意識的なものと無意識的なものに、不服従の対象も法に対するものと事実に対するものに区別している。「……[法と事実という] 両者に関して意識的な不服従は、隠されたものと開示されたもの、換言すれば、欺瞞的な (fraudulent) ものと圧伏的な (forcible) ものに区別されるだろう。欺瞞的だけである不服従は、思うに、[無意識な不服従と] 同様に、直ぐさま、反抗と同等であると認められないだろう。」(I, 26)
- (22) Ben-Dor, *op. cit.*, p.84. *Ibid.*, p.229は、この十分展開されなかった部分を「政治社会の進化の考えの発生」があると理解している。
- (23) 私が仕事と訳した (work) を永井は「著作」と訳している。原始契約の批判に関しては、*FG.*, I, 36noteは、Hume, *Treatise on Human Nature*, Bk. III, pt. II, sec. 8が勧められている。『断片』(I, 36)～第1章の最後 (I, 48) までは、原始契約批判に当てられている。
- (24) Postema, *op. cit.*, p.255. *Ibid.*, p.249も参照。
- (25) 順に、Ben-Dor, *op. cit.*, pp.140, 80(主権の相対性), 49ff(主権の内的分裂の性質), 80(主権の相対性), 53-54.
- (26) 石井幸三「ベントム『法一般論』に関する覚え書き」(一)、『龍谷法学』15巻1号 (1982年)、91ページ参照。引用は、ベントムの著作からである。この引用文は、Bentham(edited by Hart), *Of Law in General*, p.119からであるが、同文がBentham(edited by Schofield), *Of Limits of Penal Branch of Jurisprudence*, p.130にもある。